

複層ガラスにおける建材トップランナー制度の対象範囲について(案)

1. 複層ガラスの種類

複層ガラスには、光学薄膜（以下「Low-E¹ 膜」という。）を塗布・蒸着していない板ガラスを使用したもの（以下「一般複層ガラス」という。）とLow-E膜を塗布・蒸着した板ガラスを使用したもの（以下「Low-E複層ガラス」という。）がある。

複層ガラスの種類、2012年度における出荷割合等は、表5のとおりである。

ガラス総板厚み	出荷割合		主要メーカーの数
	一般複層ガラス	Low-E 複層ガラス	
6mm 以下	21%	23%	6 社
6mm 超 7mm 以下	6%	7%	
7mm 超 8mm 以下	6%	5%	
8mm 超 9mm 以下	1%	3%	
9mm 超 10mm 以下	8%	8%	
10mm 超 11mm 以下	3%	1%	
11mm 超 12mm 以下	4%	1%	
12mm 超 13mm 以下	1%	1%未満	
13mm 超 14mm 以下	1%未満	1%未満	
14mm 超 15mm 以下	1%未満	1%未満	
15mm 超 16mm 以下	1%未満	1%	
16mm 超 17mm 以下	1%未満	1%未満	
17mm 超 18mm 以下	1%未満	1%未満	
18mm 超	1%未満	1%未満	

（出典）板硝子協会及び複層ガラスメーカーより提供された資料を集計

表5：複層ガラスの種類、出荷割合及び主要メーカーの数

2. 対象範囲からの除外

建材トップランナー原則1では、次の建築材料を原則として対象範囲から除外することとしている。

¹ 「Low-E」とは、Low Emissivity（低放射）のこと。

- ①特殊な用途に使用されるもの
- ②技術的な測定方法、評価方法が確立していないもの
- ③市場での使用割合が極度に小さいもの

当該原則に従い、次の建築材料については対象から除外することとする。

ア) ステンドグラスを使用した装飾用途の複層ガラス（全体に占めるシェア：0.1%未満）

装飾用途の複層ガラスは、主にドア等に使用されるガラスであり、窓に用いられる場合であっても熱損失防止性能ではなく意匠性の向上を目的として用いられていること、また、住宅用途での複層ガラス全体におけるシェアは0.1%未満であることから、「①特殊な用途に使用されるもの」及び「③市場での使用割合が極度に小さいもの」に該当する。

イ) 熱線反射ガラスを使用した熱線反射用途の複層ガラス（全体に占めるシェア：0.1%未満）

熱線反射用途の複層ガラスは、夏季の日射対策を重視するオフィスビル等で一部活用されるものの、住宅用途での複層ガラス全体におけるシェアは0.1%未満であることから、「③市場での使用割合が極度に小さいもの」に該当する。

3. 複層ガラスにおける建材トップランナー制度の対象範囲

上記1. 及び2. を踏まえ、複層ガラスにおける建材トップランナー制度の対象範囲については、以下のものとする。

・複層ガラスのうち、ガラス総板厚み 10mm 以下のもの。ただし、ステンドグラス及び熱線反射ガラスを使用したものを除く。

4. 制度の対象事業者

省エネ法第81条の5で準用する同法第79条第1項に基づき、熱損失防止性能の向上に関する勧告及び命令の対象となる事業者（対象事業者）は、年間の生産量又は輸入量が一定以上の者に限定される。

この生産量又は輸入量の目安は、複層ガラスにおいては、主要メーカー6社で約94%のシェアを占めており、他のメーカー（約200社）の個別のシェアは1%に満たない。このため、シェアが概ね1%以上の事業者を熱損失防止性能の向上に関する勧告及び命令の対象とする。

なお、熱損失防止性能の表示義務については、出荷量にかかわらず全ての製造事業者等が対象となる。